

県民の皆様へ感染対策のお願い

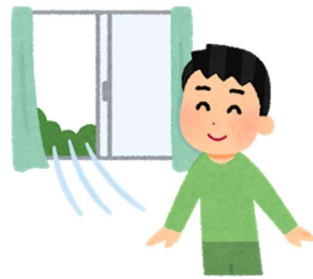
基本的な感染対策を徹底しましょう！



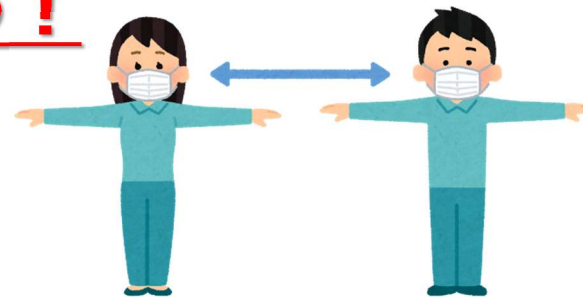
外出・会話時はマスク



こまめな手洗い・消毒



窓を開けるなどこまめに換気



人との間隔は、できるだけ2m
(最低1m) 取りましょう

体調が悪い人がいたら、
すぐに受診できる職場
環境づくりを！



飲食は 少人数、短時間、いつも一緒に
いる人と お願いします。

外食は、感染対策が
徹底された飲食店で！



医療機関に早めの相談・受診をお願いします

発熱などの症状がある場合には、かかりつけ医や近くの医療機関にまずは電話でご相談ください。

かかりつけ医がない場合はこちら →

受診・相談センター(24時間対応) 0120-567-747

第76回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 次 第

日 時 令和3年6月11日（金）14：30～

場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 新型コロナワクチンの接種状況について
- (3) その他

3 閉 会

(配布資料)

- 【資料1】 福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】 国内における最近の新規感染者発生状況について
- 【資料3】 新型コロナウイルス感染症対策について
- 【資料4】 新型コロナワクチンの接種状況について
- 【資料5】 福島県新型コロナウイルス感染症重点対策

第76回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議名簿

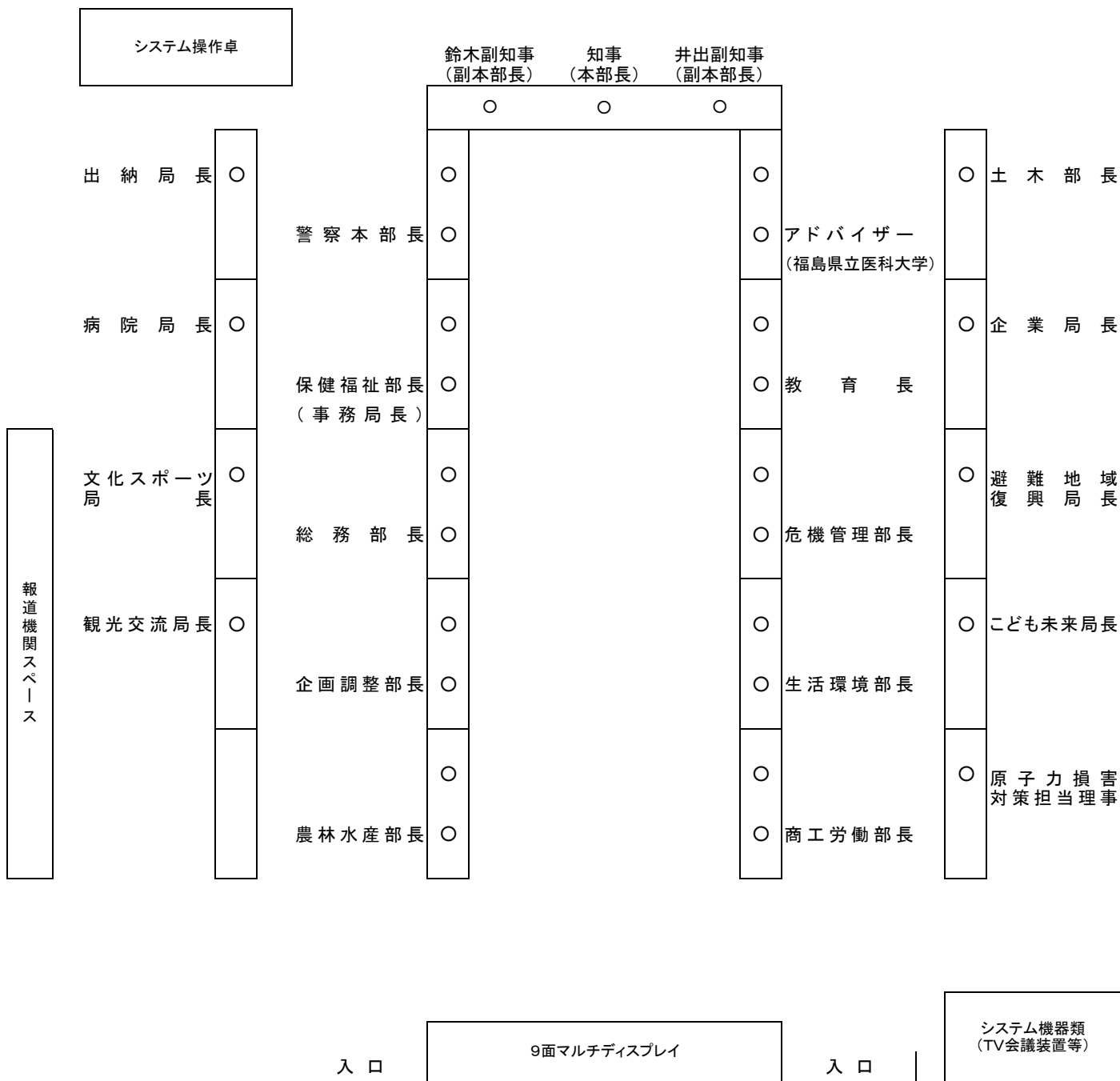
	所属名	職名	氏名	備考
1		知事	内堀雅雄	
2		副知事	鈴木正晃	
3		副知事	井出孝利	
4	総務部	部長	戸田光昭	
5	危機管理部	部長	大島幸一	
6	企画調整部	部長	橘清司	
7	避難地域復興局	局長	守岡文浩	
8	文化スポーツ局	局長	小笠原敦子	
9	生活環境部	部長	渡辺仁	
10	保健福祉部	部長	伊藤剛	
11	こども未来局	局長	鈴木竜次	
12	商工労働部	部長	安齋浩記	
13	観光交流局	局長	國分守	
14	農林水産部	部長	小柴宏幸	
15	土木部	部長	猪股慶藏	
16	出納局	局長	高荒由幾	
17	原子力損害対策担当	理事	白石孝之	
18	企業局	局長	佐々木秀三	
19	病院局	局長	安達和久	
20	教育委員会	教育長	鈴木淳一	
21	警察本部	本部長	和田薫	
○	福島県感染症対策アドバイザー	県立医科大学教授	金光敬二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新型コロナウイルス感染症対策本部	事務局次長	三浦爾	
2	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括担当次長	菅野俊彦	
3	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長	有我兼一	
4	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長(兼) 医療対策班長	金成由美子	
5	新型コロナウイルス感染症対策本部	医療対策班長	玉川啓	

第76回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】



資料 1

福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和3年6月10日現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数 4,698人
 (うち死亡者数 155人)

(性別)

男性 2,518人
 女性 2,180人

(年代別)

10歳未満 196人
 10代 420人
 20代 704人
 30代 577人
 40代 688人
 50代 662人
 60代 598人
 70代 398人
 80代 320人
 90歳以上 133人
 その他 2人

○療養者の状況

入院者数 121人
 (うち重症者数 6人)
 宿泊療養施設入所者数 10人
 自宅療養者数 0人
 療養先調整中の人数 3人
 ○退院・退所者等数(死亡者含む) 4,564人

【病床等の状況】

確保病床数 496床
 (うち重症者用病床数 49床)
 病床使用率 24.4%
 (うち重症者用病床使用率 12.2%)
 宿泊療養確保室数 277室

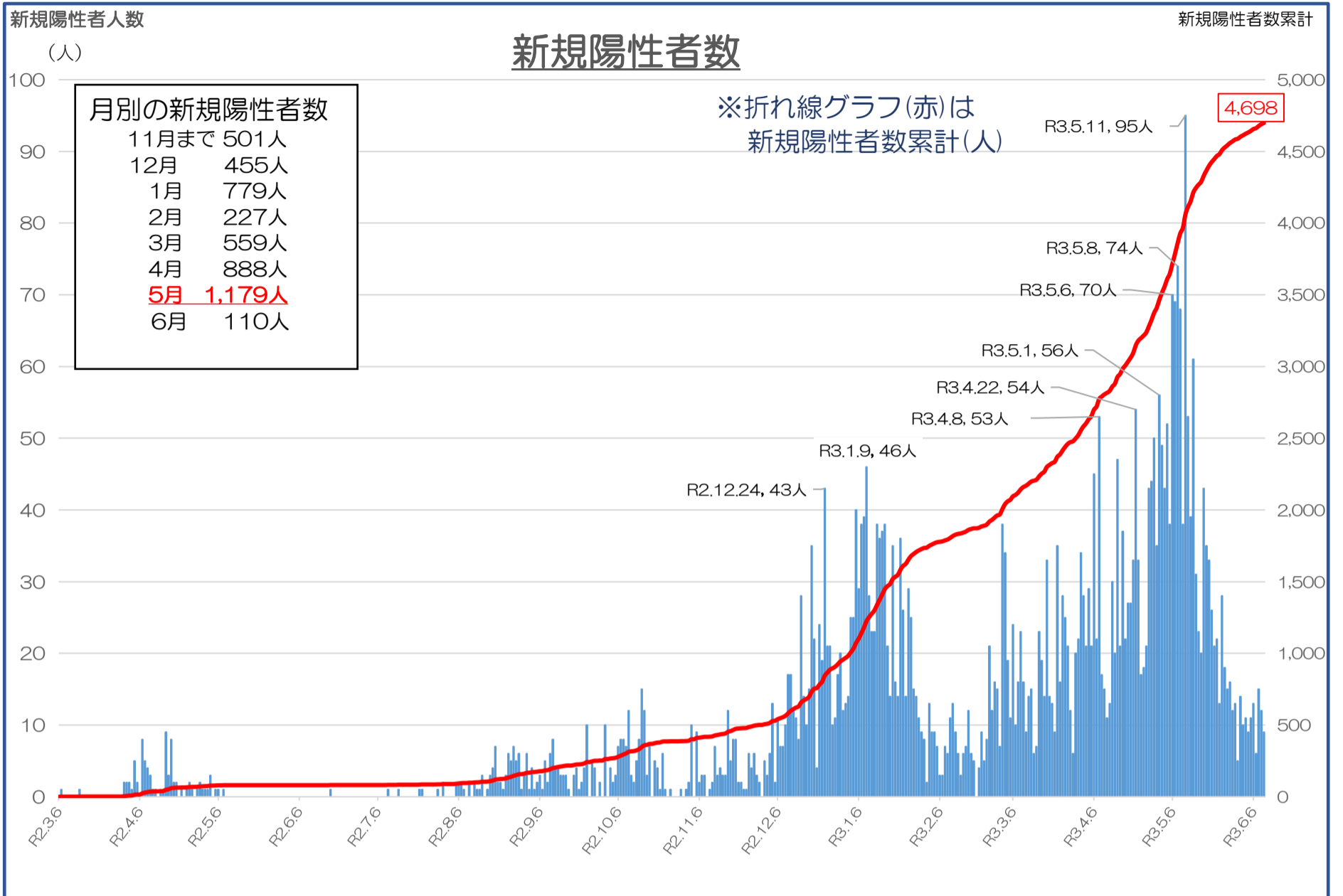
【検査の状況】

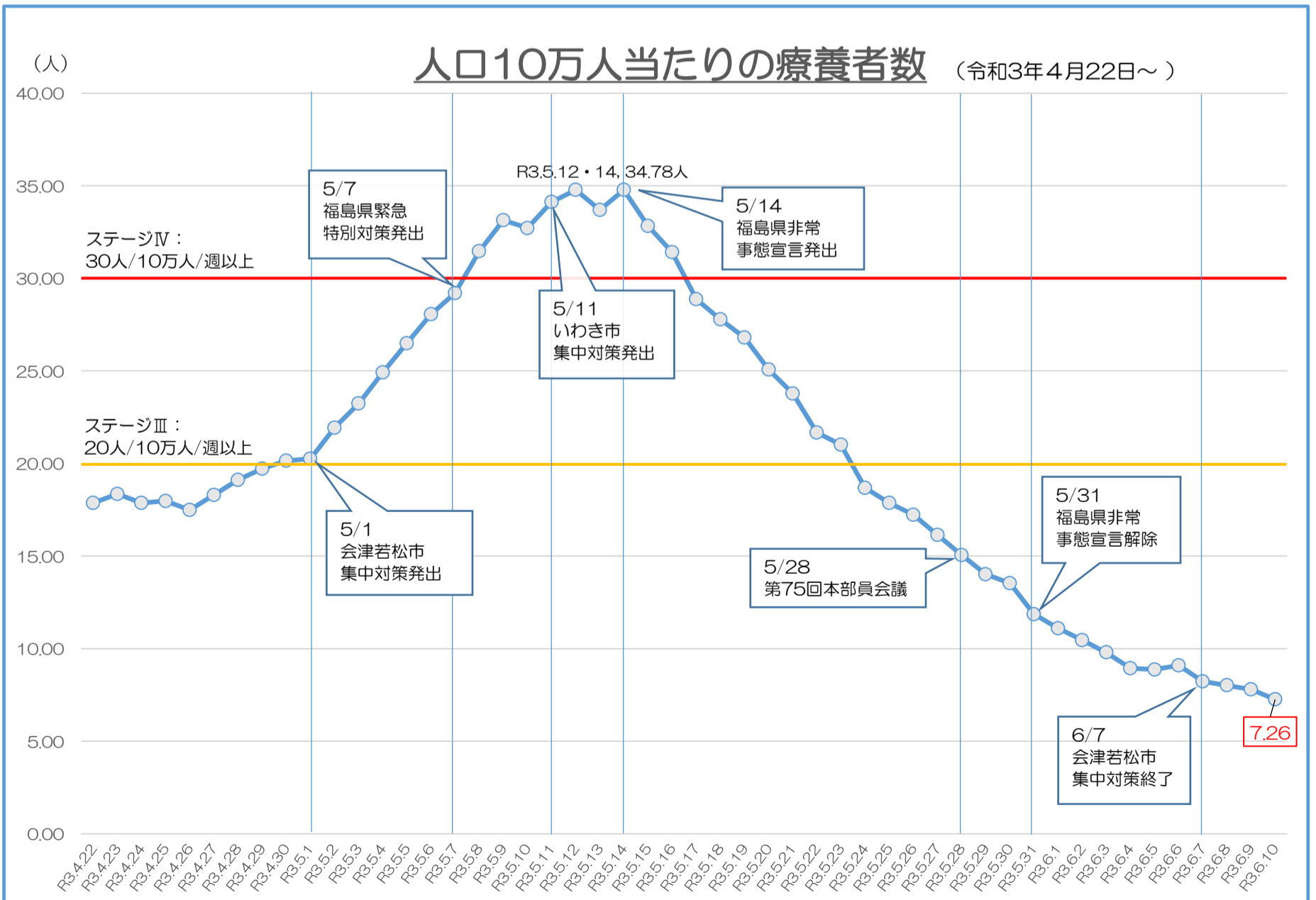
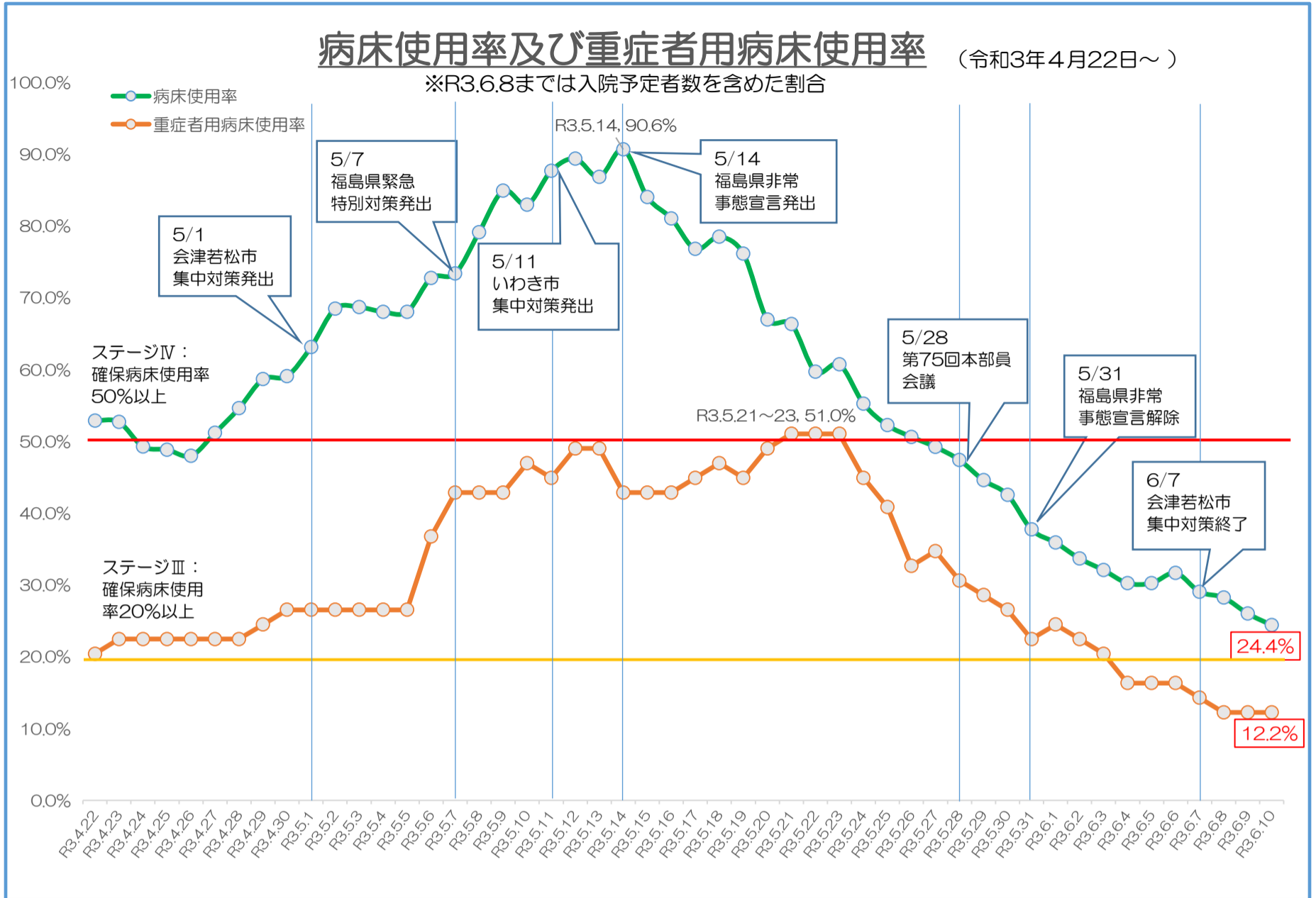
R2/1/26～R3/6/10累計 260,356件
 ※退院のための検査、チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等を除く

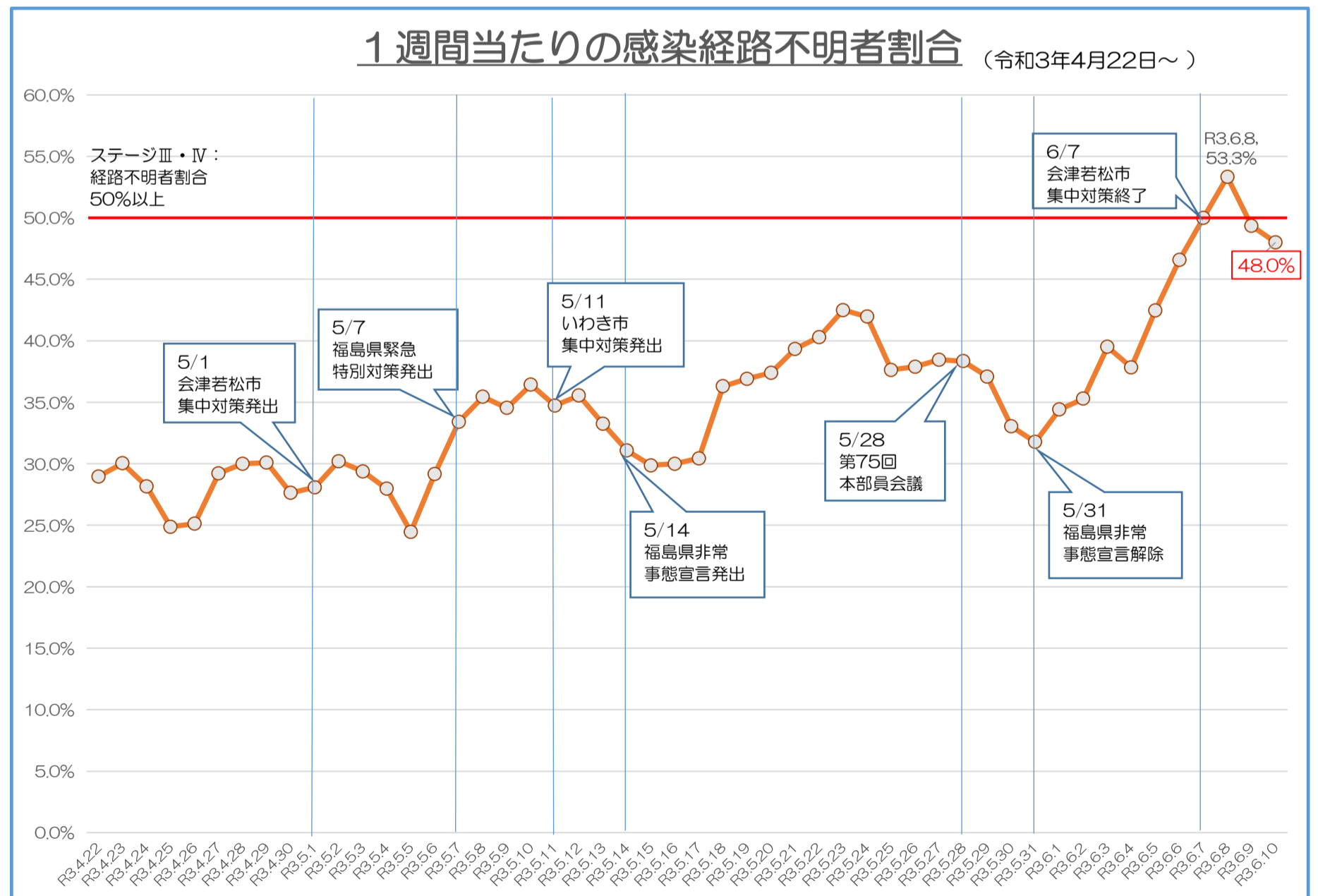
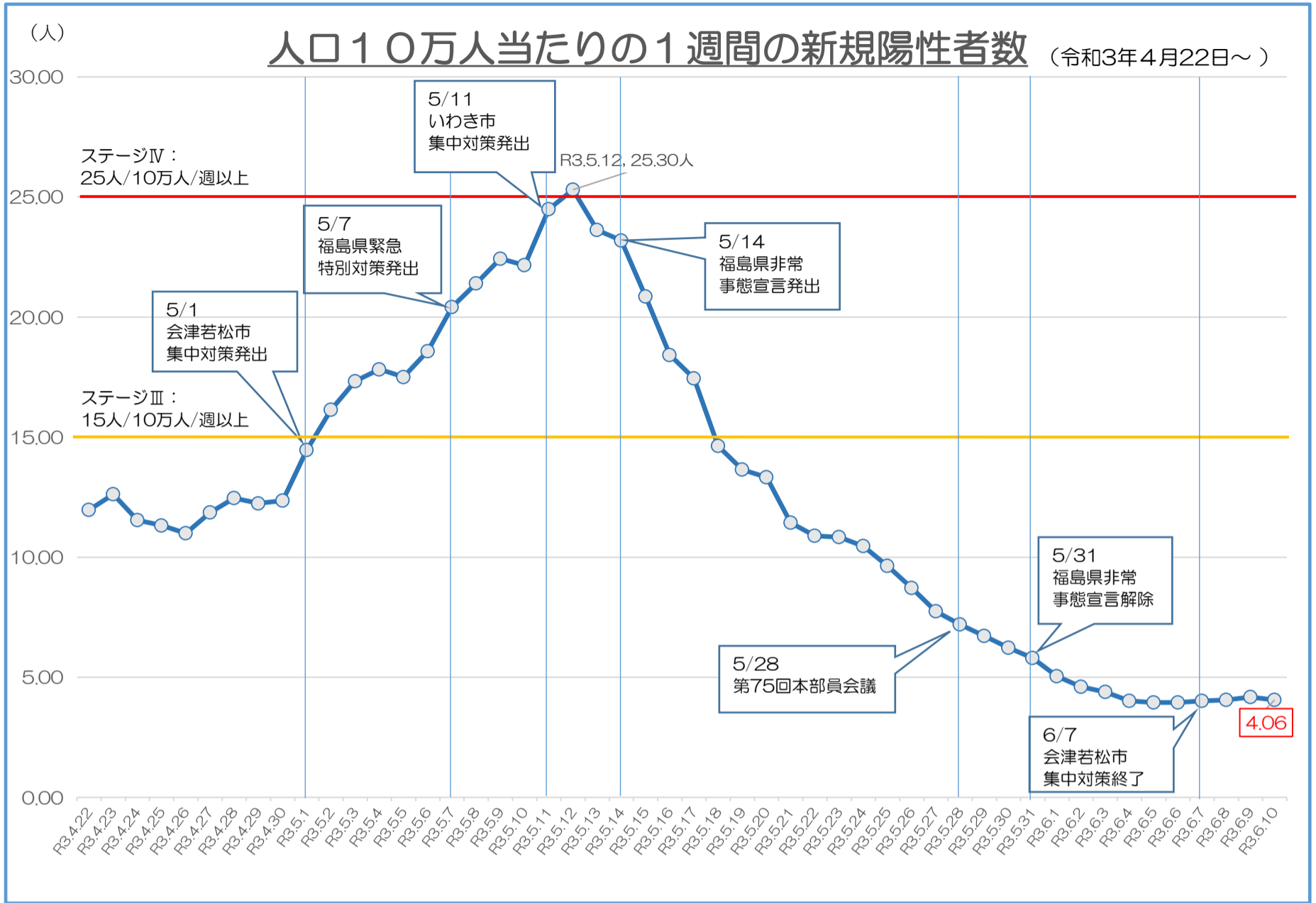
(参考)

国内の陽性者数 764,635人

※令和3年6月10日0時時点(厚生労働省情報)
 ※空港検疫、チャーター便帰国者、クルーズ船乗員・乗客を除く







【参考（政府分科会指標）】
感染状況等に係るモニタリング指標

令和3年6月10日現在

(R3.6.4 ~R3.6.10)

	医療提供体制等の負荷				感染の状況			(参考)	
	①病床の逼迫具合				②療養者数 〔10万人当たり〕 ／1週間	③PCR 陽性率	④新規陽性者数 〔10万人当たり〕 ／1週間	⑤感染経路 不明割合 (1週間)	直近1週間と先 週1週間の比較
	入院医療		重症者用病床						
	確保病床の 使用率	入院率	確保病床の 使用率						
本県の現状 (直近1週間) (6/4~6/10)	24.4% 〔121床 / 496床〕	※1 ※2 (90.3%) ※参考値 〔121人 / 134人〕	12.2% 〔6床 / 49床〕	※3 ※4 7.26人 〔134人〕	※5 0.6% 〔75件 / 11,626件〕	※4 4.06人 〔75人〕	※6 48.0% 〔36人 / 75人〕	※2 ▲ 6名 〔直近 75人 / 先週 81人〕	

(区分)

※カッコ内は福島県の数値

ステージⅢ	20%以上 (94/469床以上)	40%以下 (入院者数/療養者数)	20%以上 (10/49床以上)	20人以上 (370人以上)	5%以上	15人以上 (277人以上)	50%以上	直近1週間が 先週1週間よ り多い
ステージⅣ	50%以上 (235/469床以上)	25%以下 (入院者数/療養者数)	50%以上 (25/49床以上)	30人以上 (554人以上)	10%以上	25人以上 (462人以上)	50%以上	直近1週間が 先週1週間よ り多い

※1 入院率とは、療養者数に対する入院者数の割合をいう（入院者数/療養者数）

※2 入院率の指標については、療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。
また、新規陽性者数が、発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が必要な者が同日までに入院している場合には、入院率を適用しない。

※3 療養者数は、入院者、自宅・宿泊療養者及び療養先調整中の者を合わせた数をいう。

※4 人口については、国推計人口「都道府県、男女別人口及び人口性比—総人口、日本人人口(2019年10月1日現在)」により算定（1,846千人）。

※5 PCR陽性率のうち、陽性者には抗原検査による判明者を含む。

※6 感染経路不明割合のうち、経路不明には調査中（県外感染疑いを含む）を含む。

【相談対応の状況】（令和3年6月10日現在）

○新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）相談件数

（参考）保健所の対応件数

令和2年	1/29~2/29	568
	3/1~3/31	814
	4/1~4/30	5,057
	5/1~5/31	1,909
	6/1~6/30	600
	7/1~7/31	854
	8/1~8/31	1,187
	9/1~9/30	821
	10/1~10/31	776
	11/1~11/30	652
	12/1~12/31	1,629
	計	21,200
令和3年	1/1~1/31	1,414
	2/1~2/28	538
	3/1~3/31	742
	4/1~4/30	1,438
	5/1~5/31	1,894
	6/1~6/10	307
計	21,200	

（単位：件）

令和2年	1/29~2/29	1,749
	3/1~3/31	2,953
	4/1~4/30	11,959
	5/1~5/31	2,968
	6/1~6/30	1,325
	7/1~7/31	1,865
	8/1~8/31	2,475
	9/1~9/30	2,081
	10/1~10/31	2,176
	11/1~11/30	1,325
	12/1~12/31	2,979
	計	43,254
令和3年	1/1~1/31	2,398
	2/1~2/28	1,098
	3/1~3/31	1,468
	4/1~4/30	2,950
	5/1~5/31	1,294
	6/1~6/10	191
計	43,254	

（単位：件）

○受診・相談センター（県内9か所）相談件数

令和2年	1/29~2/29	343
	3/1~3/31	1,712
	4/1~4/30	10,987
	5/1~5/31	6,949
	6/1~6/30	5,083
	7/1~7/31	4,727
	8/1~8/31	6,920
	9/1~9/30	5,434
	10/1~10/31	6,566
	11/1~11/30	6,513
	12/1~12/31	7,635
	計	99,219
令和3年	1/1~1/31	8,316
	2/1~2/28	4,101
	3/1~3/31	6,198
	4/1~4/30	7,755
	5/1~5/31	8,591
	6/1~6/10	1,389
計	99,219	

（単位：件）

○時短要請相談センター相談件数

（1）会津若松市（5/2~5/31）

令和3年	5/2~5/6	84
	5/7~5/13	47
	5/14~5/18	75
	5/19~5/27	29
	5/28~5/31	28
計	263	

（2）いわき市（5/12~5/31）

令和3年	5/12~13	187
	5/14~5/18	79
	5/19~5/27	60
	5/28~5/31	55
計	381	

（3）その他市町村（5/13~5/31）

令和3年	5/13	64
	5/14~5/18	717
	5/19~5/27	447
	5/28~5/31	170
計	1,398	

（単位：件）

※令和2年10月までは帰国者・接触者相談センター

R3.6.11

国内における最近の新規感染者発生状況について

都道府県別新規感染者数（上位5都道府県）

（単位：人）

順位	都道府県名	6/4～6/10の 新規感染者数 (直近1週間)	左記10万人当たり 新規感染者数	(参考) 5/11～6/10までの 新規感染者数
1	東京都	2,742	19.70	17,996
2	神奈川県	1,450	15.76	7,586
3	愛知県	1,338	17.72	12,374
4	沖縄県	1,294	89.06	5,982
5	北海道	1,290	24.57	13,031
29	福島県	75	4.06	732
	全国計	14,674		123,196

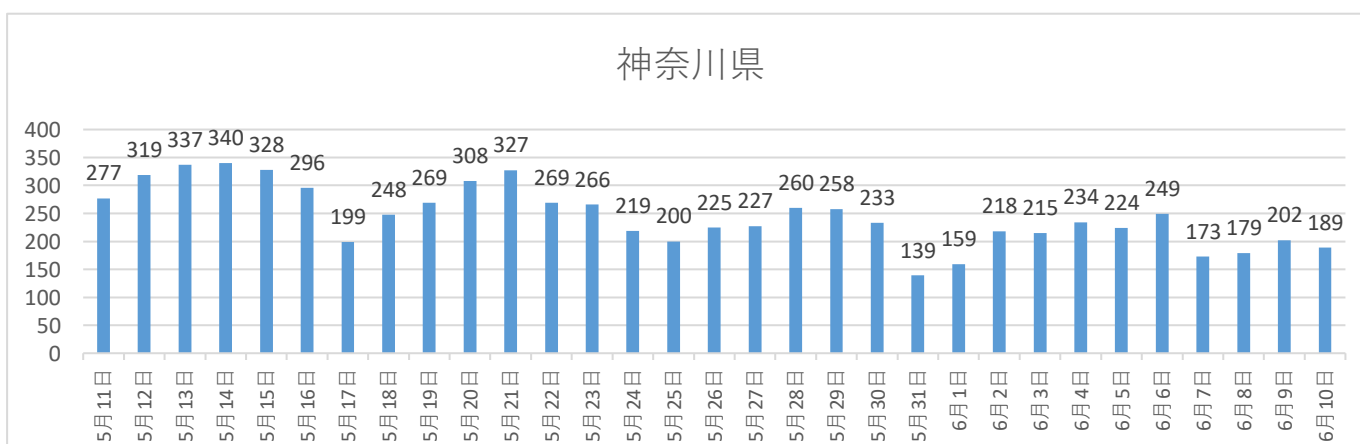
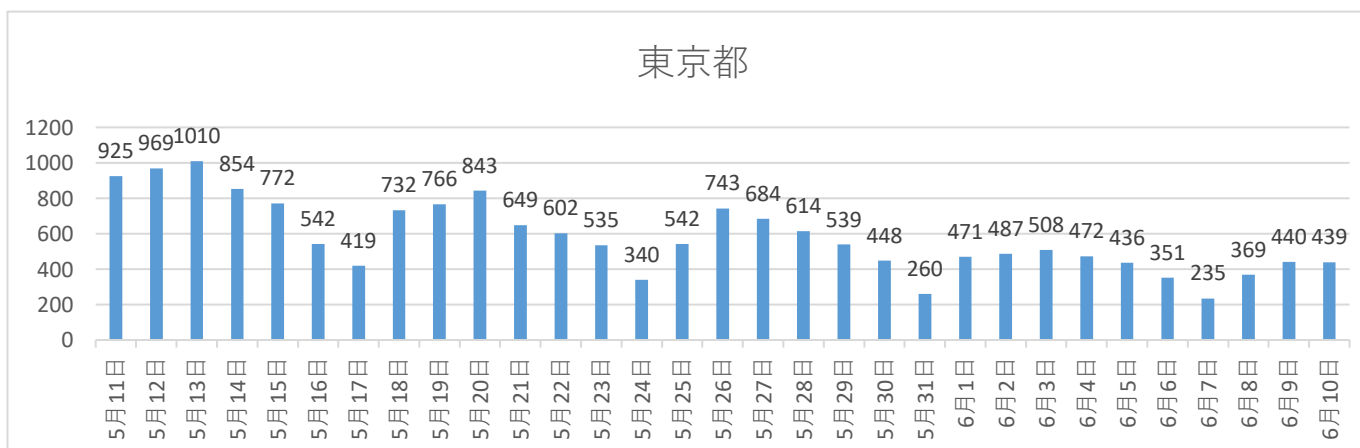
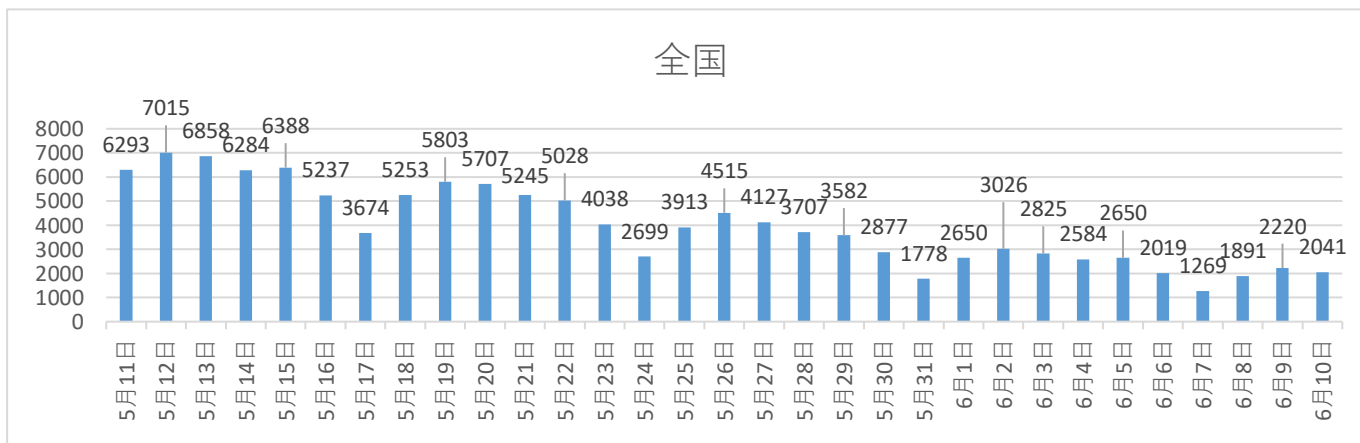
※国緊急事態宣言の発出（期間）

4/25～6/20：東京都、京都府、大阪府、兵庫県

5/12～6/20：愛知県、福岡県

5/16～6/20：北海道、岡山県、広島県

5/23～6/20：沖縄県



新型コロナウイルス感染症対策について

1 基本方針に基づく対応状況(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠:前回の本部員会議以降に実施した取組

(1) 情報提供・共有

1		・新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、マスク着用や手洗いなどの感染予防対策、「新しい生活様式」に関する広報等について発信	対策本部、総務部
2		・県ホームページのトップページからのリンクに知事メッセージ及びコロナウイルス関連情報を掲載	対策本部、総務部
3		・県内の検査結果状況等をホームページ上で毎日更新	対策本部、総務部
4		・県内の感染発生の概要等についてホームページに記載	対策本部、総務部
5		・陽性患者発生時等における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成配信	総務部
6	R2/6/1～	・人が集まり混雑が見込まれる海岸に設置していた「立ち入り自粛」の看板を「3つの密を避けましょう」の看板へ変更	土木部
7	R2/6/19～	・ピクトグラムにより「新しい生活様式」の実践例を示したポスター・チラシを作成・配布するとともに、事業者等が実践ポスターを簡単に作成できる特設サイトを開設	対策本部、総務部
8	R2/7/20～	・県のホームページに、各都道府県の感染症の発生状況が参照できるページを開設	対策本部、総務部
9	R2/9/3	・新型コロナウイルス感染症拡大防止啓発動画「THE NEW NORMAL FUKUSHIMA～福島 己を知る～」の完成発表	観光交流局
10	R2/9/30～	・『新しい生活様式』福島県周知ポスター・チラシの無料配布を開始	対策本部、総務部
11	R2/11/6～	・新型コロナウイルス感染症に関する検査体制や相談窓口等の情報を掲載した外国人住民向けの専用ページを開設	対策本部、総務部
12	R2/12/1～	・やさしい日本語や英語による「新しい生活様式」や上記の電話相談窓口を記載したカードを作成し、外国人を雇用する企業や留学生が在籍する学校、外国人コミュニティなどに配布。	生活環境部
13	R3/2/12	・新型コロナワクチンに便乗した詐欺についての注意喚起を県ホームページに掲載。	生活環境部
14	R3/4/21	・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック(第15版)を作成	対策本部
15	R3/6/1～ R3/6/30	・不要不急の外出及び往来自粛を促すため、県内80箇所の道路情報板に下記の内容を表示。 ①会津若松市内 「不要不急の外出は自粛ください」を表示(R3/6/1～R3/6/7 R3/6/8以降は②と同様の表示とする。) ②会津若松市内以外 「感染拡大地域との往来は自粛を」を表示(R3/6/1～R3/6/30)	土木部

(2) サーベイランス・情報収集

16		・感染症法に基づく患者発生状況の把握と積極的疫学調査の実施	対策本部、保健福祉部
----	--	-------------------------------	------------

※ 相談体制については、(4)の1)相談体制に記載

※ 検査体制については、(4)の3)検査体制に記載

(3) まん延防止

1) 感染拡大防止対策等

		①全般的な取組	
17	R2/6/17	・接待を伴う飲食店等の関係団体が定めた感染拡大予防ガイドライン等を公表	対策本部、危機管理部
18	R2/7/16	・全国的又は大規模イベントの開催に伴う事前相談の受付を開始	対策本部

19	R2/9/11	・「福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づく感染防止対策が実施されている飲食店等に対してステッカーを配布することで、県民に対する正しい情報提供を図り、飲食店等の自主的な感染防止対策の実施を推進する。	保健福祉部
20	R2/10/23	・県外旅行ツアーでの感染事案発生を受け、県内旅行業者及び宿泊事業者に対し、「感染防止対策の徹底について(依頼)」を发出し、観光庁事務連絡の周知と併せ、感染防止対策の徹底を働きかけた。	観光交流局
21	R2/11/19	・県有施設における大規模イベント等の取扱いを公表	対策本部、危機管理部
22	R2/11/20	・市町村観光主管課、福島県観光物産交流協会、県内旅行業者、福島県旅行業協会に対し、「GoToトラベルにおける感染防止対策の強化について(通知)」を发出し、本県における取扱いについて周知及び周知依頼を実施した。(内容:バス車内での飲食禁止、飲食について現時点で人数制限なし)	観光交流局
23	R2/12/9	・庁内各部局、各市町村等に対し、「飲食店などにおける業種別ガイドラインの周知及び遵守の徹底について(通知)」を发出し、関係団体に対して業種別ガイドラインの改正内容の確認と遵守の徹底について周知依頼を実施	対策本部
24	R2/12/11	・新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大や福島市内の飲食店のクラスター発生を踏まえ、県が実施している「飲食店応援前払利用券」の参加店舗に対して、商工会連合会等を通じて感染拡大防止対策の徹底を改めて通知した。	商工労働部
25	R2/12/14～	・感染防止対策取組ステッカーの配布施設に対する現地調査を先行して福島市内で実施。	保健福祉部
26	R3/2/15～	高齢者施設・障がい者(児)施設において、感染防止対策の再確認とチェックリストに基づく自主点検を依頼し、保健師等の訪問による助言指導を実施。	保健福祉部
27	R3/2/26～	・福島市、郡山市、いわき市及び会津若松市の繁華街の飲食店を対象としたガイドラインの実施状況を確認。	保健福祉部
28	R3/3/1	・高齢者施設でのクラスター発生を踏まえ、職員一人一人がチェックリストに基づく自主点検を実施することや感染症発生時のシミュレーションを確認することなど改めて感染防止対策の徹底を依頼。	保健福祉部
29	R3/3/2	・市町村向け新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画作成支援マニュアル(Ver1.0)を市町村・関係団体へ配布	対策本部
30	R3/3/3	・医療機関でのクラスター発生を踏まえ、医療機関に対して、院内感染対策の徹底を依頼。	保健福祉部
31	R3/4/8	・感染防止対策取組ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に認定ステッカーを交付する「ふくしま感染防止対策認定店」制度を開始	保健福祉部
32	R3/5/10～	・感染拡大地域における入所系の高齢者施設等の従事者に対するPCR検査を実施。	対策本部
33	R3/6/1～	・夜間の営業時間を短縮した飲食店等に対する、会津若松市時短協力金(要請期間5月3日～5月31日)、いわき市時短協力金(要請期間5月13日～5月31日)、全県版時短協力金(要請期間5月15日～5月31日)の申請受付開始(令和3年7月30日まで)	商工労働部
34	R3/6/1～	・売上げの減少した中小事業者に対する一時金(本県版一時金第2弾)の申請受付開始(令和3年7月30日まで)	商工労働部
35	R3/6/4	・福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
36	R3/6/8～ R3/6/14	・「会津若松市における新型コロナウイルス感染症集中対策」の終了に伴い、6月8日から南会津地区を除く会津地区の県立学校の感染リスクの高い学習活動(部活動)を徐々に実施、6月15日以降は宿泊を伴う学校行事等を再開	教育庁

37	②医療機関等へのマスク・消毒液等の配付(令和3年6月7日現在)		対策本部、保健福祉部、こども未来局
	i) 医療機関に対する主な医療資材の配付状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ マスク 累計 5,212,327枚 ・ フェイスシールド 累計 749,352枚 ・ 医療用ガウン 累計 1,935,557枚 ii) 福祉施設に対するマスク・消毒液の配付状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護施設 (マスク)累計 88,500枚 (消毒液)累計 129リットル ・ 高齢者施設等 (マスク)累計 1,109,822枚 (消毒液)累計 5,555リットル ・ 障がい者支援施設 (マスク)累計 556,850枚 (消毒液)累計 12,208リットル ・ こども園・保育所等 (マスク)累計 145,700枚 (消毒液)累計 4,218リットル ・ 児童養護施設等 (マスク)累計 598,100枚 (消毒液)累計 8,490リットル 		

(4)医療等

1)相談体制

38	R2/2/18	・ 新型コロナウイルスに関する心のケアについての、精神保健福祉センターにて相談を受ける体制を整備	対策本部、保健福祉部
39		・ 外国人住民が帰国者接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話(電話)による通訳支援を実施(英語中国語タガログ語ポルトガル語韓国語ベトナム語に対応)	対策本部、保健福祉部
40	R2/5/25	・ 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル(コールセンター)等の回線数を増設。 ・ 相談専用ダイヤル(コールセンター):5回線 ・ 帰国者・接触者相談センター:15回線 ※21:00～8:30は4回線	対策本部、保健福祉部
41	R2/11/1～	・ 「帰国者・接触者相談センター」を、インフルエンザ流行に備えた体制整備のため、「受診・相談センター」に名称変更	対策本部、保健福祉部
42	R2/12/1～	・ 外国人住民からの相談等に応じる相談支援員として保健師を配置。企業や学校、外国人コミュニティを訪問し、新型コロナウイルス感染症についての情報提供や「新しい生活様式」の啓発等を行うほか、新型コロナウイルス感染症の不安解消や生活面での助言を行う。	生活環境部
43	R3/1/18～	・ 19言語対応の外国人住民向け電話相談窓口をLINE通話でも活用できるように拡充・整備。	生活環境部
44	R3/4/28～	・ 受診・相談センターへの電話、通訳支援を行うほか、相談支援員(保健師)が相談対応や助言を実施する外国人住民向け電話相談窓口について、ヒンディー語を加えた20言語対応に拡充。(保健師の助言等は平日9:00～17:00)	生活環境部

2)外来医療提供体制

45	R3/1/13～	・ 県内の地域外来の設置数23(うち県委託17)	対策本部
46	R3/2/24～	・ 県内の帰国者・接触者外来の設置数48	対策本部
47	R3/5/21～	・ 発熱患者等の診療または検査を行う「診療・検査医療機関」として、484機関を指定	対策本部

3)検査体制

48	R2/9/1～	・ 妊婦に対するPCR検査への助成開始	こども未来局
49	R3/4/23～	・ 県内の一日あたりのPCR検査能力は通常時で6,000検体	対策本部、保健福祉部
50	R3/5/21～	・ 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する一般の診療所等と県等が、県医師会を代理人として9月8日に締結した、保険診療の患者負担金に係る集合契約施設、及びこれまでに個別に契約した医療機関が544となった	保健福祉部

4) 病床等確保と入院患者受入体制

51	R2/4/1～	・ 県立医大医師を患者搬送コーディネーターに委嘱。新型コロナウイルス感染者の病院への移送、受入について、対策本部と協力して調整を実施	対策本部、 保健福祉部
52	R2/4/7～	・ 対策本部内にDMAT班を設け、新型コロナウイルス感染者受け入れ施設の調整や受け入れ施設における医療従事者向けの対応マニュアル作成などを実施	対策本部、 保健福祉部
53	R2/5/26	・ 医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、 保健福祉部
54	R2/8/27	・ 病床確保計画に基づく病床等を確保 入院患者：最大病床数469床(計画上350床) 宿泊療養者：最大室数160室(計画上160室)	対策本部、 保健福祉部
55	R3/5/7	・ 県内の感染拡大状況を踏まえ、即応病床を391から456に拡大	対策本部、 保健福祉部
56	R3/5/20	・ 県内の感染拡大状況を踏まえ、確保病床を469から496に拡大するとともに、即応病床についても456から496に拡大	対策本部、 保健福祉部
57	R3/6/5	・ 郡山市内の軽症者等宿泊療養施設について、新たなホテルを確保し、60室から133室に拡大 ※既存の東横INN福島駅西口(60室)、いわきプリンスホテル(60室)、会津若松市内のホテル(24室)と合わせて204室から277室に拡大	対策本部、 保健福祉部

5) 患者受入・移送体制

58	R2/6/11	・ 新型コロナウイルス感染患者の移送に関して、今後の感染拡大を想定し、全県統一して広域的・安定的な移送体制を確保するため、県内の全9保健所と全12消防機関とが包括的な協定を締結	対策本部、 保健福祉部
----	---------	--	----------------

6) 医療人材の確保

59	R2/5/26	・ [再掲]医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、 保健福祉部
----	---------	--	----------------

7) 診療情報の共有

60	R2/4/30	・ 「キビタンケアネット」による新型コロナウイルス感染患者の入退院状況等の共有を開始	対策本部、 保健福祉部
61	R2/5/14	・ 「キビタン健康ネット」による新型コロナウイルス感染患者の診療情報共有(特例包括対応)の運用を開始	対策本部、 保健福祉部

(5) 経済・産業・雇用対策

① 企業への経営支援等

62	R2/3/5	・ 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化	商工労働部
63	R2/7/9～	・ 活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)を実施 (新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな店舗が必要になったり、新しい生活様式に対応するための店舗拡大などに商店街の空き店舗を活用した場合にその取組に係る賃借料の一部を補助)	商工労働部
64	R3/3/8	・ 新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に売上げが落ち込んでいる飲食店の事業継続を支援する飲食店応援前払利用券発行支援事業を実施(販売期間、利用期限等を令和3年6月まで延長)	商工労働部
65	R3/3/24	・ 新型コロナウイルス感染症対策特別資金(有利子型)の取扱期間の延長(令和3年6月30日保証申込受付、令和3年7月31日融資実行分まで)	商工労働部
66	R3/6/7	・ 県内中小企業がサプライチェーンの毀損等により、生産拠点を県内に確保したり、部品を自社製品に切り替え等する場合の設備導入経費を支援する「新型コロナウイルス対策サプライチェーン強化支援事業」の今年度公募を開始。(令和3年7月30日まで)	商工労働部

② 世帯への貸付制度等

67	R2/3/25	・ 新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金(緊急小口資金)及び総合支援資金(生活支援費)について特例貸付の受付を開始	保健福祉部
68	R2/4/20～	・ 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、支給対象を拡充し、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大	保健福祉部

③相談体制			
69	R2/1/29	・商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携協力。(県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。)	商工労働部
70	常設	・福島県中小企業労働相談所(雇用労政課内)にて、雇用関係の各種相談に対応	商工労働部
71	R2/3/3	・県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設	商工労働部
72	R2/2/14~	・福島労働局が開設した特別労働相談室と連携	商工労働部
73	常設	・東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援	商工労働部
④農林漁業者への対応等			
74	R2/4/21	・新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置	農林水産部
75	R2/4/21	・「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を県ホームページで定期的に更新	農林水産部
76	R3/4/1~	・新型コロナウイルス感染症の影響で、中食・外食向け米の販売量が減少し、前年に比べ民間の米の在庫量が増加することに伴い、令和2年産米に続き、令和3年産米の価格下落が懸念されていることから、令和3年産の主食用米を飼料用米等の非主食用米への作付の転換を推進する。	農林水産部

(6)その他重要な留意事項

1)人権等への配慮

77	常設	・児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子どもSOS」や「ふくしま子どもLINE相談」等の相談窓口を活用	教育庁
78	R2/4/17~	・陽性患者やその関係者に加え、医療従事者などへの差別や偏見をしないよう呼びかけ	対策本部
79	R2/9/9	・新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害の電話相談窓口を設置	対策本部
80	R2/10/7	・インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等各種メディアを活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う誹謗中傷を防止するための啓発事業を実施。	生活環境部

2)緊急事態宣言後の取組み

81	R3/6/4	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
----	--------	------------------------------	------

3)社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定

82	R3/6/4	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
----	--------	------------------------------	------

2 各部署の取組

(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠：前回本部員会議以降に実施した取組

◆ 総務部

- 新型コロナウイルス感染防止に向けたリスク対応として、福島県非常事態宣言の解除及び福島県新型コロナウイルス感染症重点対策を踏まえ、以下の内容を各所属に通知（R3/5/31）
 - ・ 緊急事態措置区域等への往来自粛
 - ・ 在宅勤務等の積極的な活用
 - ・ 職員の健康管理の徹底とサービスの取扱い
 - ・ 職務外での感染防止

- 新型コロナウイルス感染防止に向けたワクチン接種に伴う職員のサービスの取扱い（接種を受ける場合、副反応が生じた場合）について各所属に通知。（R3/5/31）

◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットライン」（都道府県・指定都市と総務省との間で情報共有を図る仕組み）に、県の現状・対策、具体的な課題、政府への要望事項を報告

◆ 保健福祉部

- 高齢者等施設等で働く介護職員が感染し、出勤が困難となった際のサービス提供継続に資するため、「高齢者等施設等への応援職員派遣支援事業」を立ち上げ、県老人福祉施設協議会へ委託

◆ 観光交流局

- 福島空港利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備（出発、到着とも対応可）
- 浄土平レストハウス、天鏡閣、福島県観光物産館、日本橋ふくしま館、くろがね小屋利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備
- 観光庁の補助制度を活用した、宿泊事業者が実施する感染拡大防止対策等の取組への補助制度「宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業」の立ち上げ（R3/5/21 令和3年度第5号補正専決処分）

◆ 土木部

(1) 県有施設関係

- 相馬港及び小名浜港において、緊急事態宣言解除に伴い、釣り施設の利用自粛及び緑地内の公園にある遊具の利用を禁止するための看板を「3つの密を避けましょう」の掲示に変更（R2/5/22～）

(2) その他

- 福島空港に就航する国内定期及びチャーター便の航空機使用者を対象に、令和 2 年度及び令和 3 年度分に係る空港使用料の全額減免を行うこととした。(令和 2 年 9 月議会福島空港条例改正)
- 県営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者又は現状の家賃が支払うことが困難であると認められる入居者の家賃を減免・徴収猶予
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居から退去を余儀なくされた方に、県営住宅の空き住戸を一時提供
使用期間：原則 6 ヶ月
使用料：一時提供する住戸で定められた最低家賃の 1/2 の額
- 発注者支援業務等で県出先事務所に常駐している担当者のテレワーク活用を可能にし、関係団体に情報提供した。(R2/12/23)

◆ 出納局

- 物品購入(修繕)競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところをすべての事業者に対して郵送を可とした(R2/4/6～)

◆ 教育庁

- 県立学校や県立図書館、美術館などの社会教育施設等における感染拡大防止の取組の徹底

◆ 企業局

- 工業用水道施設における感染防止対策の取組徹底(消毒液の設置、来庁者のマスク着用の徹底、関係者以外の立入制限など)
- 工業用水道料金の支払いについて、支払いに支障が生じている使用者の申請に基づき、令和 2 年 4 月分から最長 3 カ月間猶予

◆ 病院局

(1) 県立病院

- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化
 - ・職員：勤務前に検温を実施(R2/3/6～)
 - ・面会者：入院患者への面会の禁止・制限(R2/3/9～)
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整(R2/3/11～)
- 各県立病院における外来患者来院時の感染拡大防止策の見直しを実施(R2/4/17～)

◆ 議会事務局

- 議員の登庁前検温等の体調チェックの実施、発熱・咳等の風邪症状がある場合の登庁自粛及び登庁時のマスク着用の徹底
(R2/4/16～)

◆ 警察本部

(1) 県民向け対策

- 警察施設における感染防止対策（消毒液の設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃、ビニールカーテン等仕切り導入等）
- 運転免許更新手続きの延長措置
- 繁華街におけるパトロールの強化
- 来庁時の感染防止、新型コロナウイルス感染症に便乗した関連犯罪被害防止の広報（県警ホームページ、新聞、テレビを通じた広報を実施）

(2) 勤務体制

- サテライトオフィスの運用（執務室の分散による感染拡大防止対策）

◆ 知事部局、教育庁、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、県警察、監査委員事務局、労働委員会事務局

- 在宅勤務、時差出勤、職員の体温測定等の実施

新型コロナワクチンの接種状況について(6月11日現在)

1 接種実績【累計】（令和3年6月10日まで）

（単位：回、％）

区分	優先接種				優先接種 以外	計
	医療従事者	基礎疾患 保有者	高齢者	高齢者施設 従事者		
想定される対象者数	約7万人		約58万人	約4万人		約171万人 ※12歳以上
総接種回数	128,758	668	243,168	17,992	965	391,551
うち1回目接種 接種率	69,594 99.4	663	205,697 35.5	13,361 33.4	614	289,929 17.0
うち2回目接種 接種率	59,164 84.5	5	37,471 6.5	4,631 11.6	351	101,622 5.9

注1：ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）（17時時点）の情報を集計したもの。

ただし、高齢者施設従事者は一部聞き取りによる。

注2：医療従事者等優先接種開始日 令和3年3月4日（木）

注3：高齢者等接種開始日 令和3年4月12日（月）

注4：「想定される対象者数」計は、前回の「158万人（16歳以上）」から「171万人（12歳以上）」に変更。

2 最近の国の動き

- 6月8日、企業、大学などの単位で新型コロナワクチンの接種を行う「職域接種」の申請受け付けを開始した。（21日から接種実施可能）
 - ・首相官邸、厚労省のホームページから企業が申請。使用ワクチンは米モデルナ製。
 - ・政府はワクチンや注射器、冷凍庫を接種開始までに提供。
 - ・会場、医師、看護師らは企業が自前で確保。自治体が発行する接種券がなくても接種可。
 - ・同一接種会場で一人2回の接種を完了させる（最低2000回（1000人分））ことが必須。

3 県の対応

- 企業、大学が国へ職域接種の申請をした際、県に情報が提供され、県では、当該申請について、記載誤り等の形式審査及び市町村のワクチン接種に影響がないか確認することとなる（6月11日9時現在、10団体から申請有）。
- 高齢者接種の計画の前倒しに向け、県立医大と後期研修医等の派遣調整を実施した結果、6市町村に延べ136名の支援が予定されたところ。

福島県新型コロナウイルス感染症重点対策

資料5

令和3年5月28日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急特別対策への御協力のおかげで感染状況は改善しつつあります。
一方で、**家庭内感染**や**感染経路不明**の割合が増加しているなど予断を許しません。
感染の再拡大を防止するため、以下の重点的な対策を行います。

対策期間

令和3年6月1日（火）～30日（水）

県民の皆さまへ特にお願ひします

1

一人ひとり基本的な感染対策を徹底しましょう。



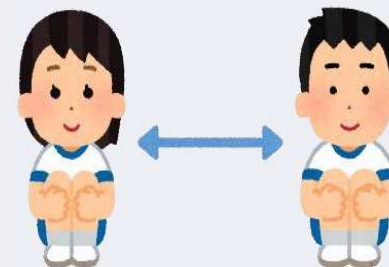
外出時や会話するときには、**マスクを着用**しましょう。



こまめな**手洗い**、**手指消毒**を徹底しましょう。



窓を開けるなどして、**こまめに換気**をしましょう。



人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）取りましょう。

県民の皆さまへ特にお願ひします

2

感染リスクの高い行動は控えましょう。

○緊急事態措置区域等の感染拡大地域との
不要不急の往来を控えましょう。



○飲食は、感染防止対策を徹底し、
少人数、短時間、いつも一緒にいる人と行いましょう。

※感染対策が徹底されていない飲食店の利用は控えてください。



○体調に異変がある場合は**早めの受診**をしましょう。

事例1

濃厚接触者として検査し、陽性が判明。すでに数日前より発熱・咳等の症状があったが受診していなかった。すぐに家族の検査をしたところ、家族全員が陽性となった。

○症状がある場合は**無理に出勤等**をしないようにしましょう。

事例2

喉の痛み等を感じていたが、熱はないため勤務を数日間継続。症状が継続するため受診し陽性が判明。その間に職場の同僚が感染し、さらにその家族や知人等に広がった。

施設管理者・事業者の皆さまへ特にお願ひします

全ての事業者

- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底をお願ひします。
- テレワークやウェブ会議などを活用した外出機会の縮減をお願ひします。

大学・専門学校

- 感染リスクの高い行動を控えるよう、学生への注意喚起をお願ひします。

小・中・高等学校等

- 学習活動や部活動での感染防止対策の徹底をお願ひします。

医療機関、高齢者・障がい（児）者施設

- 感染防止対策に見落としがないか、改めて確認をお願ひします。

県の対応 (継続対応)

- 感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に対し、認定ステッカーを交付します（「ふくしま感染防止対策認定店」制度）。
- 高齢者・障がい（児）者施設で感染拡大が見られる地域については、地域に所在する施設職員等にPCR検査を実施します。

自分自身と大切な人の命を守るために

県内においても、従来株より感染しやすい可能性が指摘されている変異株の感染が拡大しています。

感染の急拡大による医療提供体制の崩壊を防ぐため、感染の再拡大が見られた場合には、いち早く徹底的に感染を抑え込むため、より強い措置が必要となります。

県民の皆さまの御協力をお願いいたします。